

税財政面の課題について

○ 令和6年度与党税制改正大綱(抄)

(令和5年12月14日、自由民主党・公明党)

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2024(抄)

(令和6年6月21日閣議決定)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(5) 地方行財政基盤の強化

東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

○ 埼玉県・千葉県・神奈川県からの意見(抄)

(令和6年5月7日)

近年、税収に恵まれている東京都では、18歳年度末までのこどもに対する月5千円の給付、高校授業料実質無償化における所得制限撤廃、公立学校給食費の無償化、0～2歳児の第2子の保育料無償化、18歳年度末までのこどもに対する医療費助成といった施策を打ち出し、周辺自治体との地域間格差が拡大している。(略)

また、こども施策のみならず様々な施策においても、東京都と周辺自治体の地域間格差の拡大が多く存在しているところであり、こうした状況は、東京一極集中の流れを加速(略)。

こうした行政サービスの地域間格差は、財政状況の違いから生じているものとする。(略)

については、このような状況を踏まえ、次の事項について要望する。

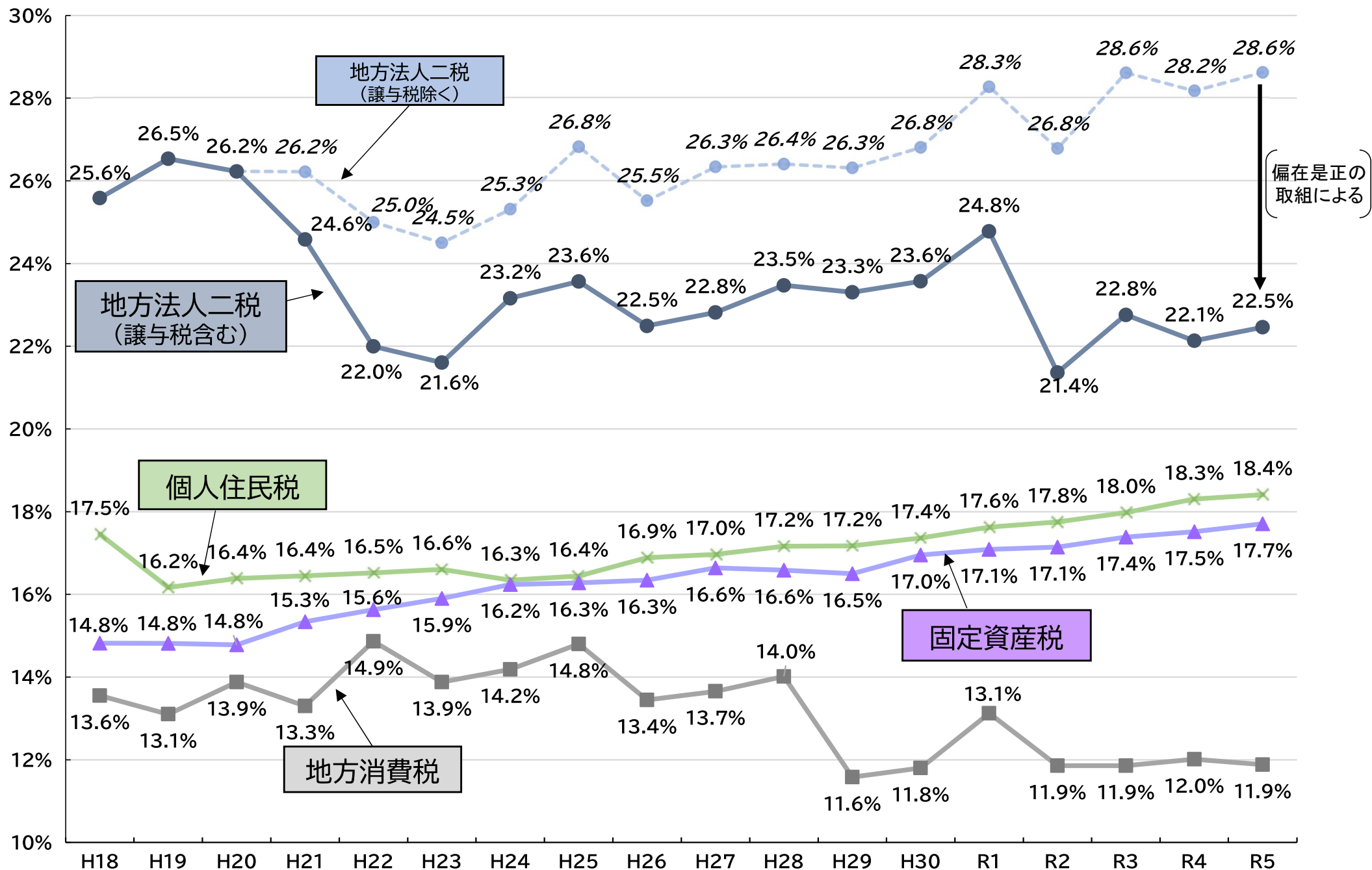
1 居住する地域にとらわれないこども施策の実現

(略)自治体の財政状況に起因する格差が生じることがないように、国の責任と財源により必要な措置を講じること。

2 税源の偏在是正

地方税は、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で、最も重要な基盤であり、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組を早急に行うこと。

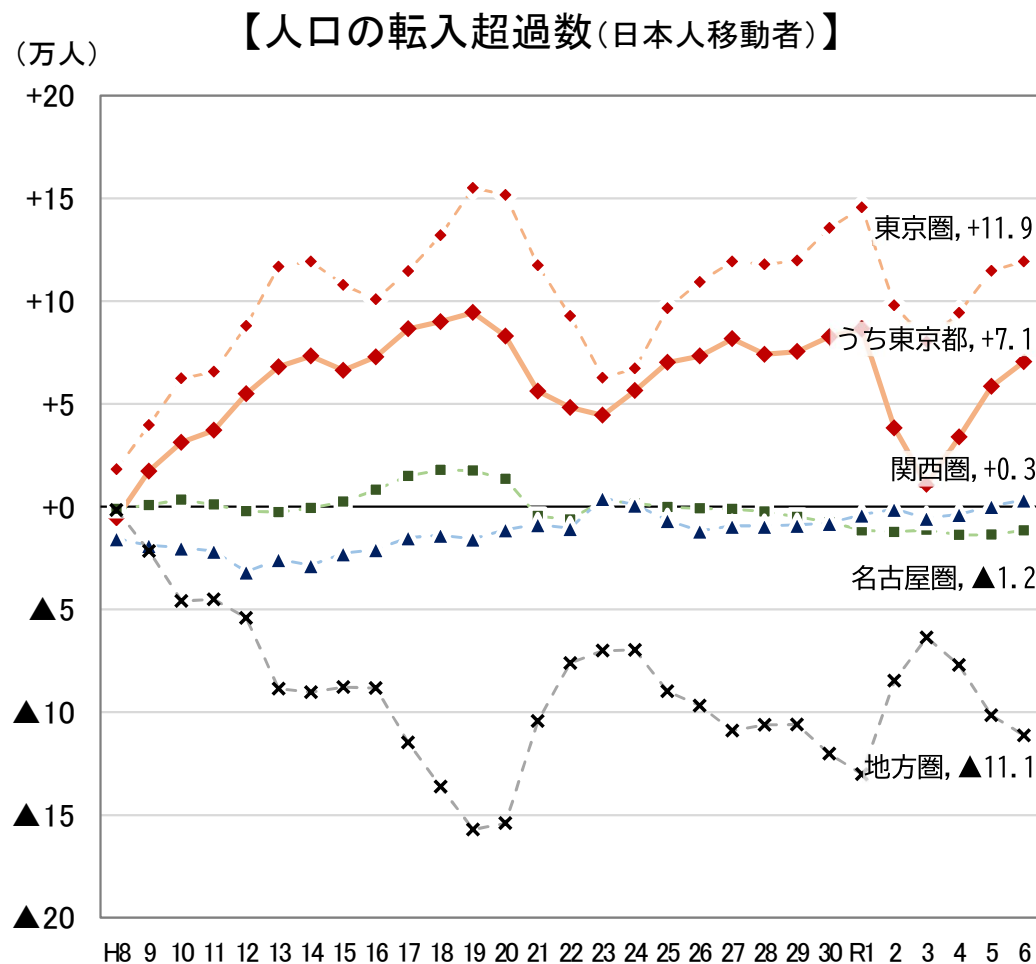
全国に占める東京都の税收シェアの推移



(注) 1 税收額については平成18年度～令和4年度は決算額、令和5年度は決算見込額(R6.7公表)であり、超過課税及び法定外税等を除いた額並びに地方消費税清算後ベースである。
 2 平成21年度以降の地方法人二税の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いた額。

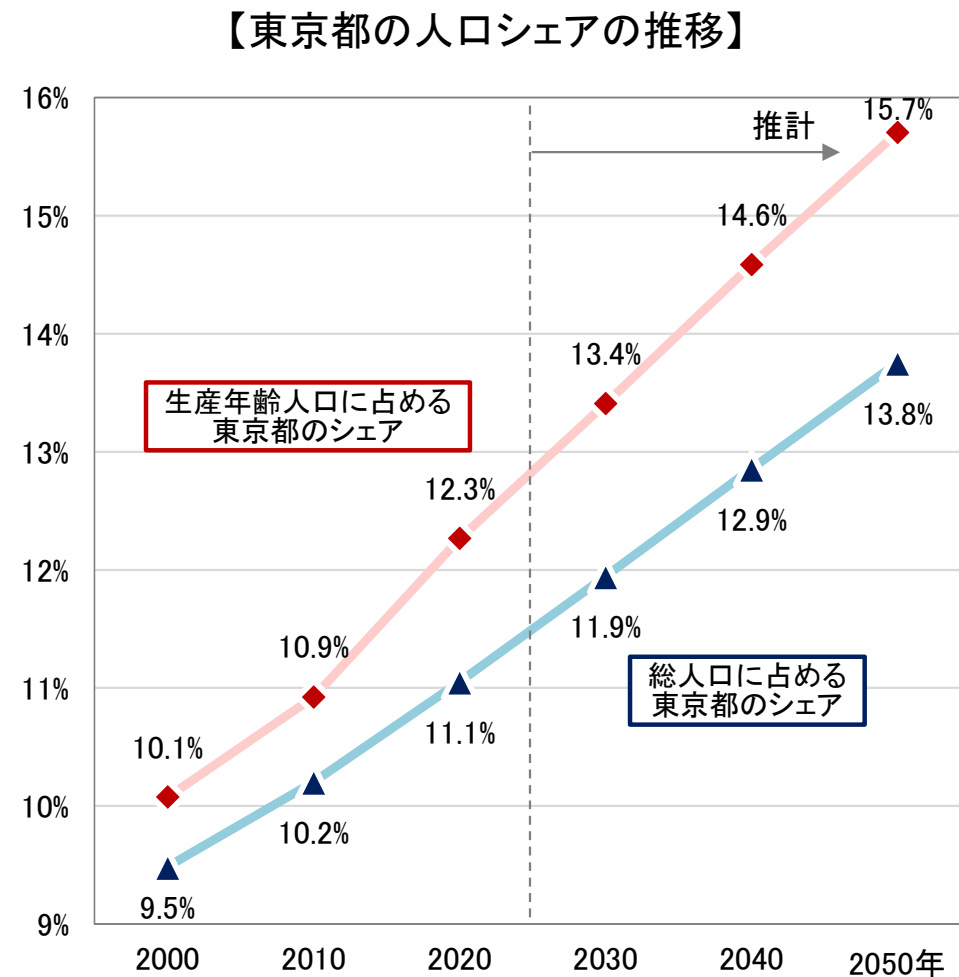
経済社会構造の変化 ①人口動態（圏域ごとの転入超過数の推移等）

- 都市圏別の転入・転出超過数をみると、東京圏への転入超過は継続。地方圏は転出超過で推移。
- わが国の総人口が減少していく中で、総人口・生産年齢人口に占める東京都シェアは増加していく見込み。



(出所) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

東京圏… 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 名古屋圏… 岐阜県、愛知県、三重県
 関西圏… 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

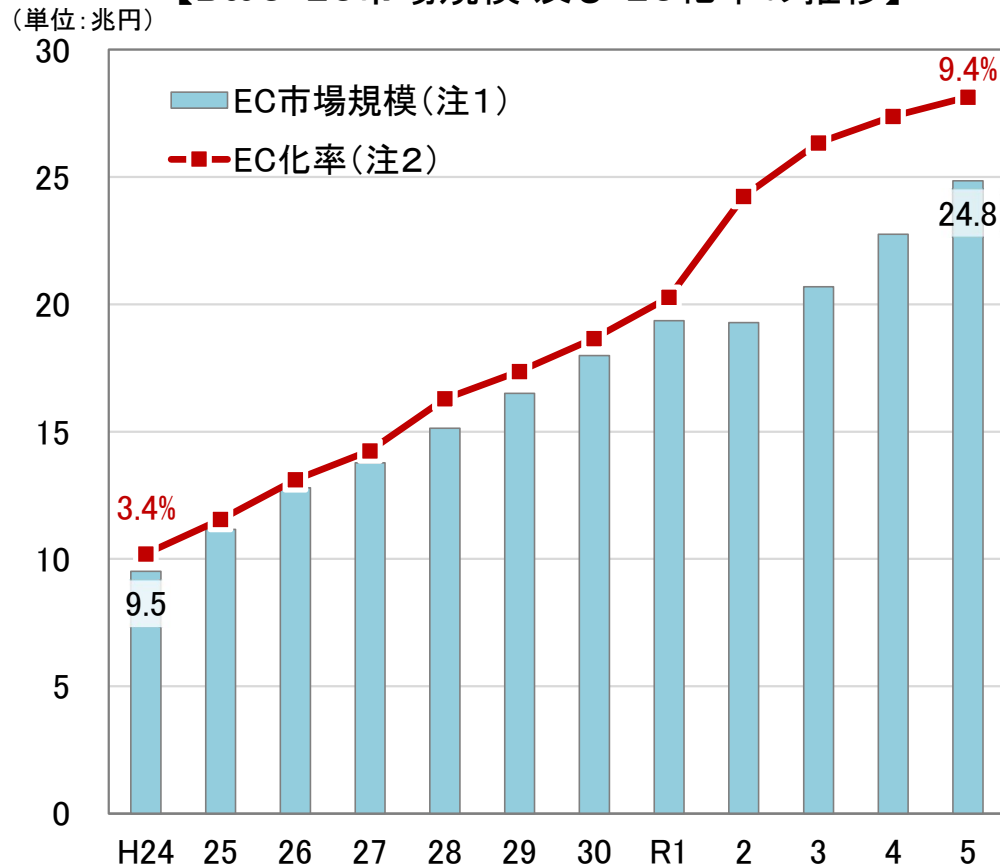


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所
 「人口統計資料集(2024年版)」より作成

経済社会構造の変化 ②経済情勢

- インターネット取引等、店舗を必要としない事業形態が拡大。
- 東京都において、資本金100億円以上の大法人の本店等が増加。
その中でも、東京都以外に支店を持たず東京都のみに納税する法人（非分割法人）が増加。

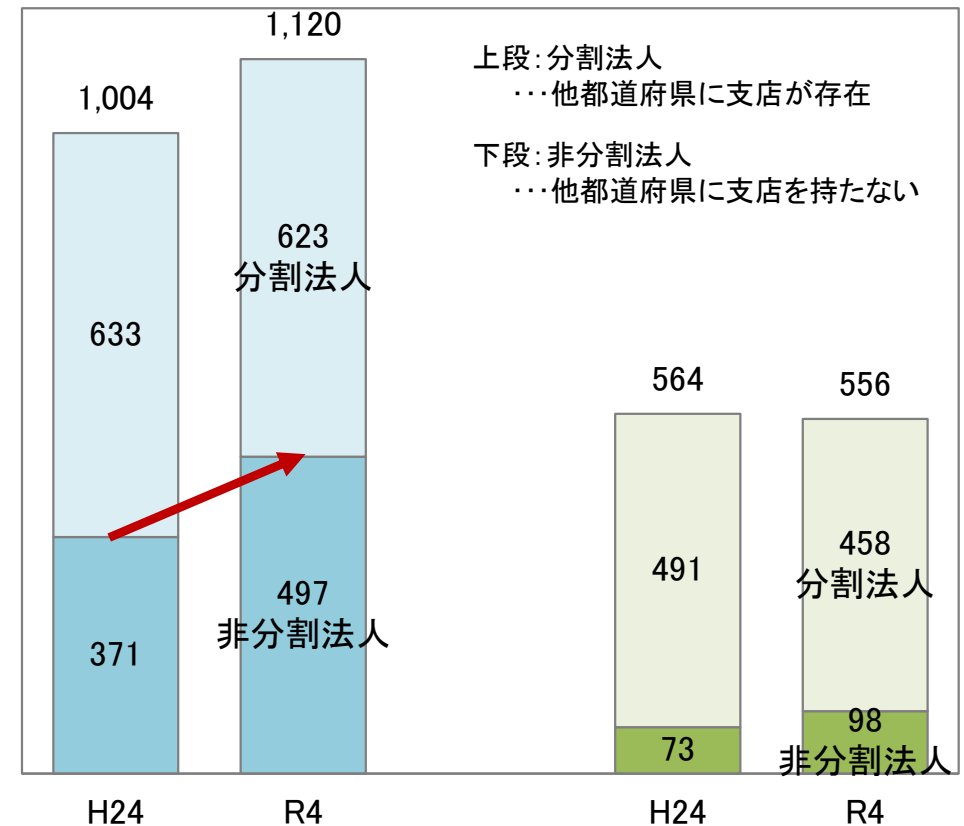
【BtoC-EC市場規模 及び EC化率の推移】



(注1) 物販系分野、サービス系分野、デジタル系分野の合計額
(注2) 物販系分野のEC化率

(出所) 経産省「電子商取引に関する市場調査」より作成

【大法人の本店等所在数の推移(資本金100億円以上)】



東京都

その他の道府県

(出所) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成

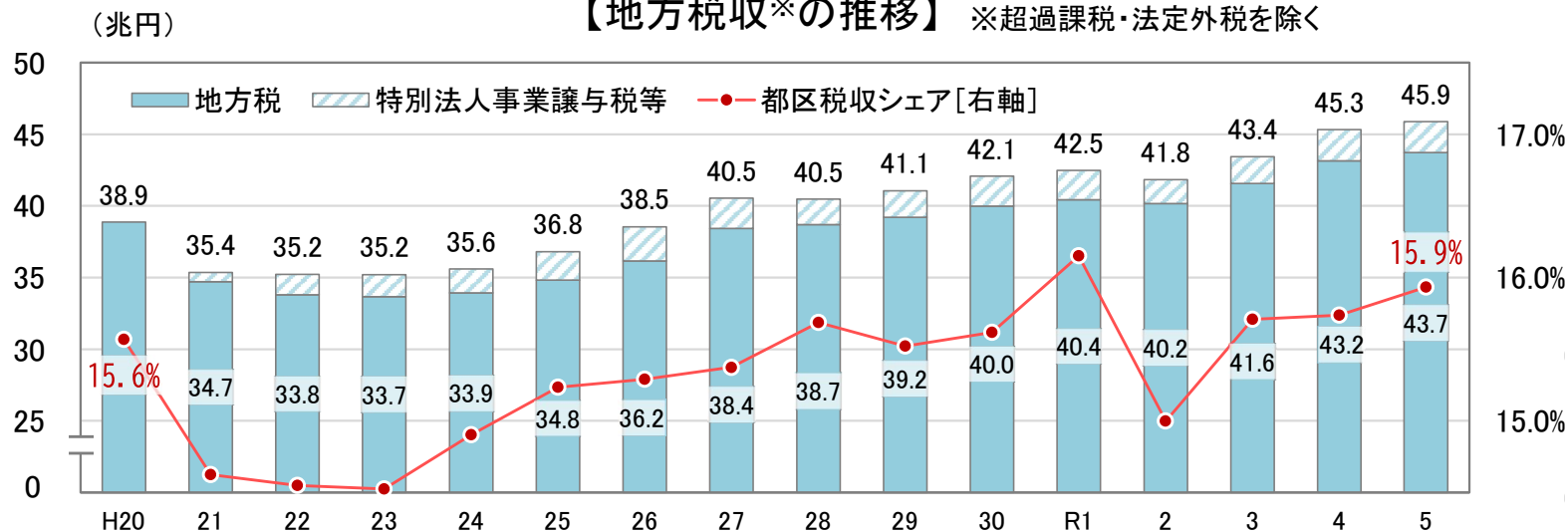
地方団体の財政状況

○ リーマンショック以降、地方税収は増加基調で推移。

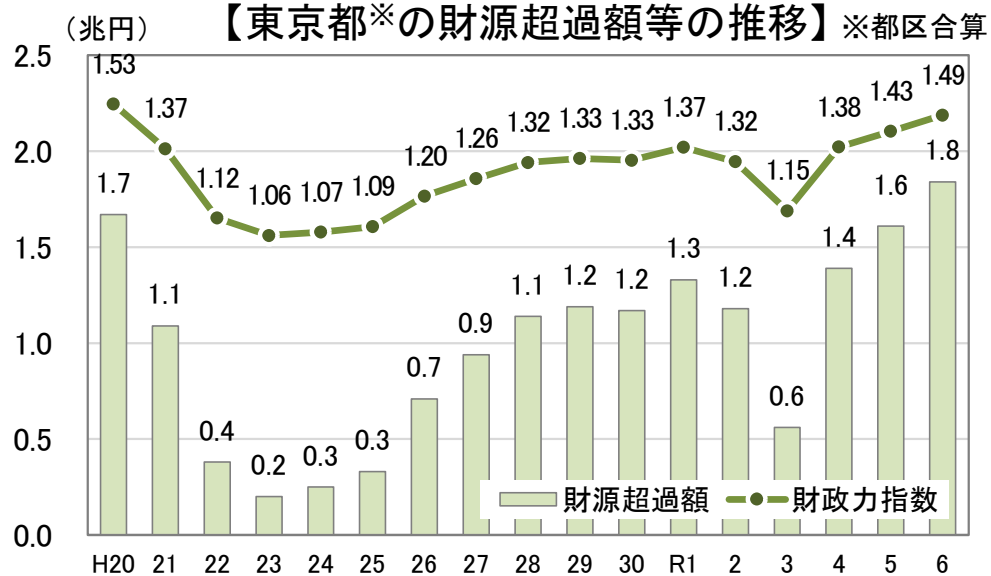
○ 地方税収の増加に伴い、東京都(不交付団体)の財源超過額※は過去最高、基金残高も高い水準で推移。

※ 普通交付税の算定において、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る額

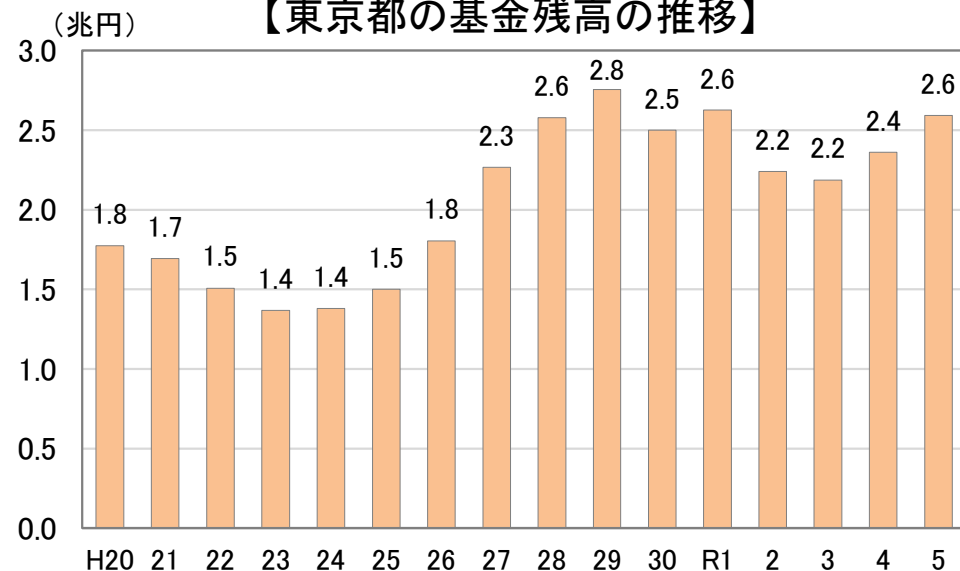
【地方税収※の推移】 ※超過課税・法定外税を除く



【東京都※の財源超過額等の推移】 ※都区合算



【東京都の基金残高の推移】



個人住民税の仕組み(所得類型別)

所得類型	給与・事業所得等	上場株式等の配当	上場株式等の譲渡益 (※1)	預金利子等
住民税の 種別	所得割	配当割	株式等譲渡所得割	利子割
税率	10% 〈所得税〉5%～45%	5% 〈所得税〉15%		
納付先	納税義務者の住所地都道府県 (※2)			納税義務者の 口座所在地都道府県 (※3)
税収 (R5決算見込み)	13兆682億円	2,407億円	2,683億円	222億円

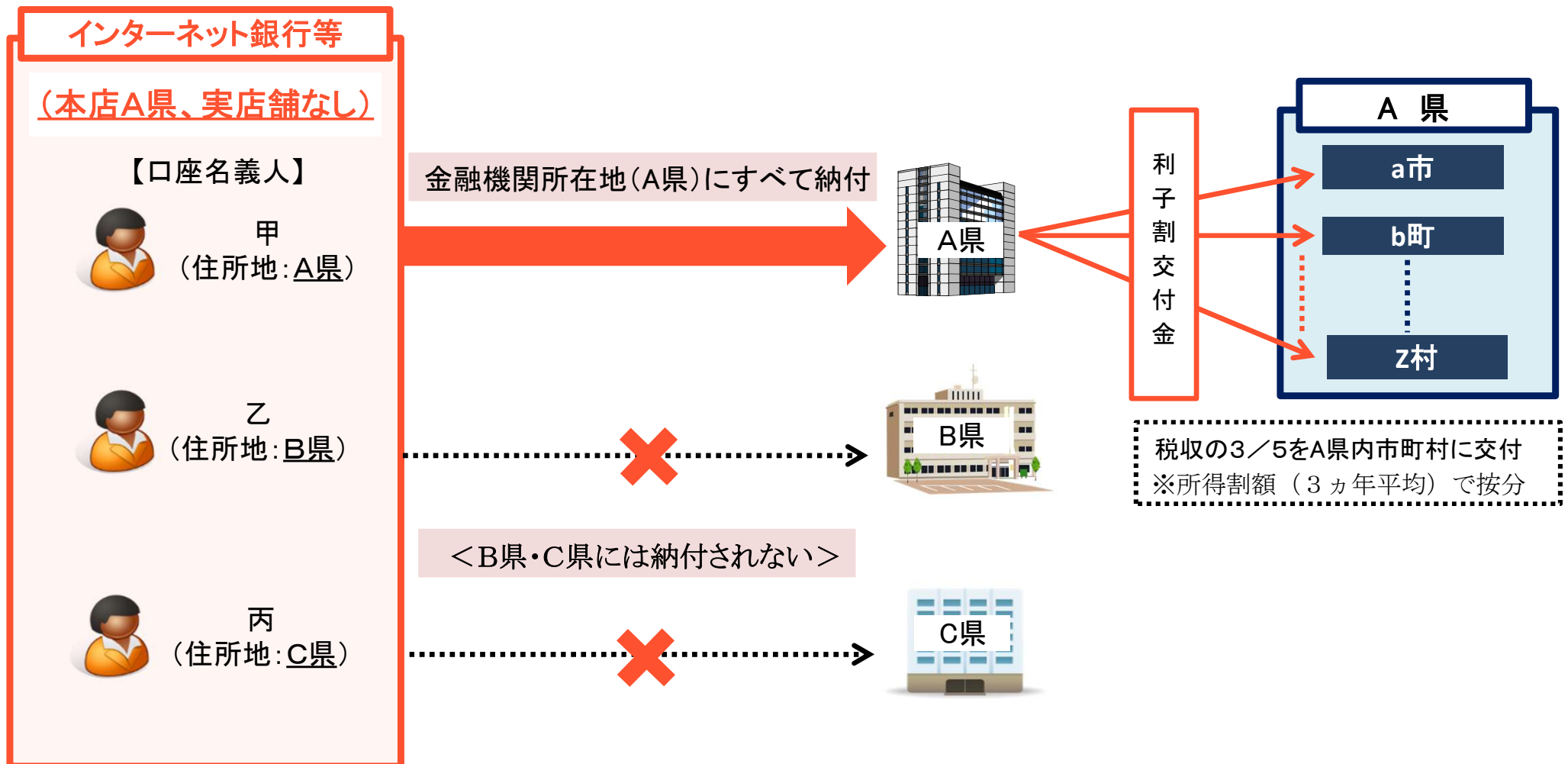
※1 譲渡益は源泉徴収口座におけるものに限る。

※2 所得割は住所地市町村にも納付、上場株式等の配当等は源泉徴収されるが、確定申告可能（総合課税又は申告分離）。

※3 利子等の支払い事務を行う営業所等の所在都道府県。昭和63年度の制度創設時においては、預金は預金者の住所地に近い金融機関に預けられることが通常で都道府県単位での住所地とのずれはそれほど大きなものとはならないと考えられていたことや金融機関の事務負担等の理由から、住所地課税の例外となっている。

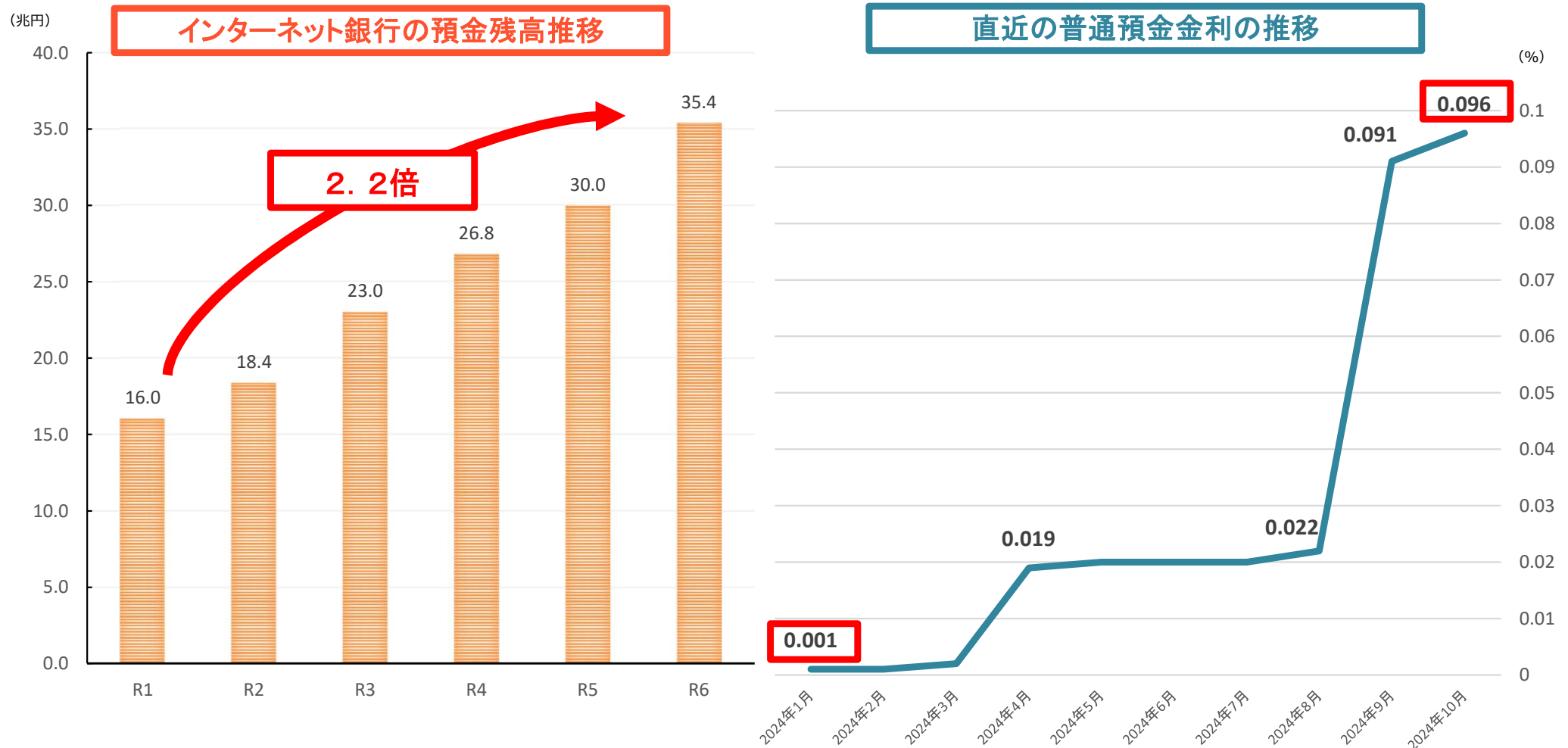
利子割に係る納付先(インターネット銀行の例)

- 個人住民税の利子割については、金融機関等の口座所在地課税となっている。
 - 預金者の住所地に関わらず、金融機関の支店・営業所が所在する都道府県に納付がなされている。
- ※ なお、利子割と同様に金融機関が徴収・納付を行う配当割・株式等譲渡所得割は住所地に納付されている。



インターネット銀行の動向等

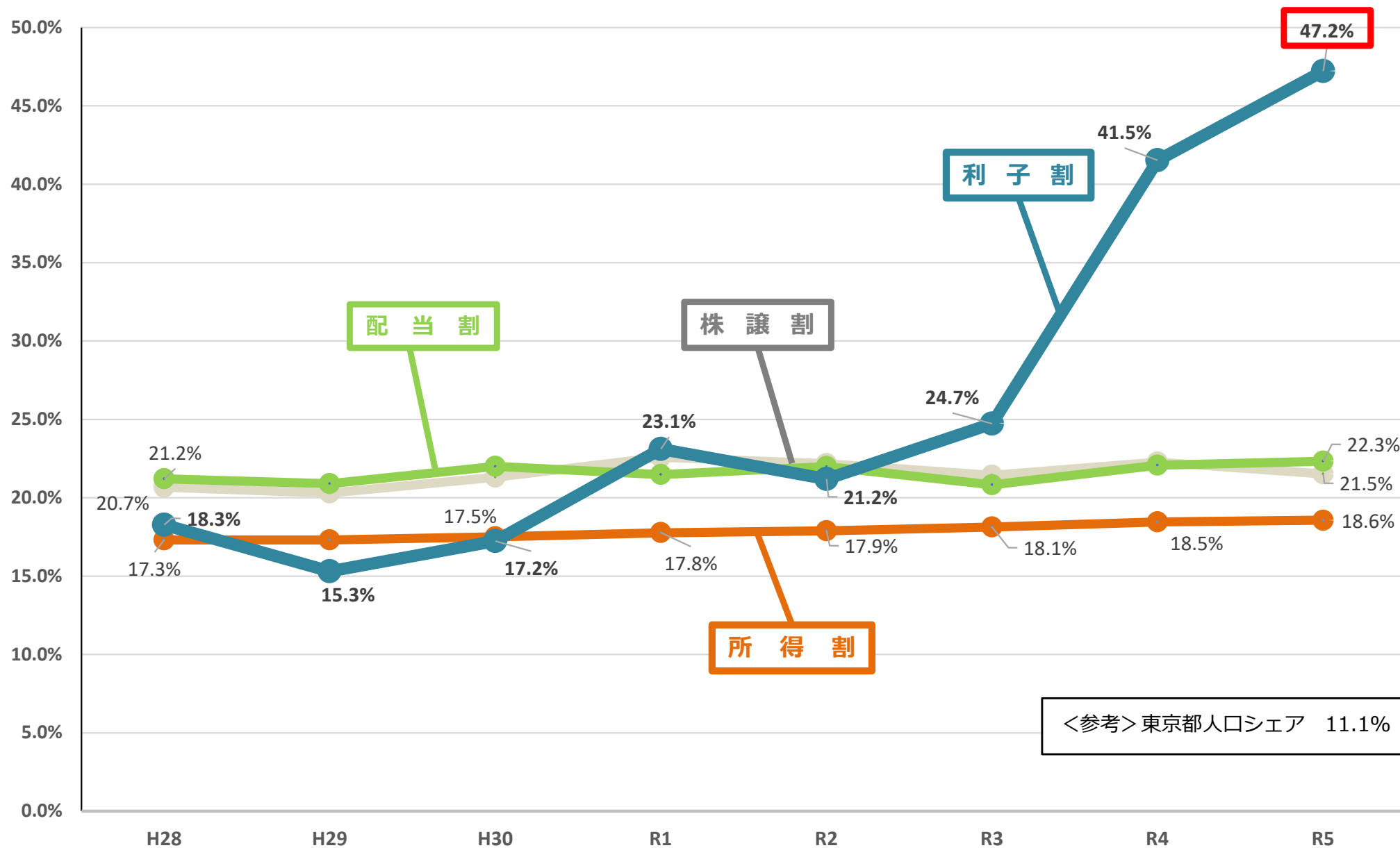
- インターネット銀行の預金残高は現在35兆円程度（R1比+約19兆円、2.2倍程度）。
- 普通預金金利については年初に0.001%であったものが4月以降に0.02%、10月には0.1%弱の水準まで上昇。



※ インターネット銀行の預金残高については総務省調べ（法人分を含む数字）。楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行10行の各年3月末時点の預金残高（各社HPを参照）の合計額を表示。

※ 普通預金金利の推移については「日本銀行時系列統計データ」の普通預金に係る「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等（月次）」に基づき作成。

個人住民税(割毎)に係る東京都シェアの推移



※ 決算統計データを基に作成 (R5は速報値)。

※ 東京都人口シェアは令和2年度国勢調査人口等基本集計に基づき作成。

◎都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくることが重要である。このため、行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。